

国民健康保険の都道府県単位化における意見書（案）

国民健康保険制度は、平成30年4月から、市町村ごとに運営している財政単位を広域化して、新たに都道府県をその責任主体とし、運営に関する業務は都道府県と市町村がそれぞれ役割を担い責務を負うこととされています。

社会保障として、国民皆保険制度の根幹を成している国民健康保険は、新たな制度の下での保険料・保険税や財政運営等について、被保険者を初めとする多くの国民にとって大きな関心事となっています。特に、高齢者を初めとした低所得者層にとっては生活に関わる切実な問題です。

長野県が公表した第3回目の試算結果によれば、県内の40を超える市町村において保険料・保険税が引上げとなる見込みであり、県下で不安や懸念が広がっています。

つきましては、国民健康保険の都道府県単位化において、制度の安定的かつ持続的な運営のため、下記の事項について強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 国民健康保険が安定的かつ持続的な運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担の下で都道府県単位化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

平成29年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣
厚生労働大臣

長野市議会議長 小林 治 晴